

別紙

諮問第1084号、第1096号

答 申

## 1 審査会の結論

「職員の服務違反について」ほか4件の一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表に掲げる部分は開示すべきであるが、その他の部分については、非開示が妥当である。

また、「本件非違者に対し、〇〇処分中の過ごし方についての指示事項としてX消防署が作成した全ての文書（メモ、しおり、冊子、パンフレットを含む全て）」を不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の内容

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京消防庁X消防署に勤務する〇歳の男性消防士長が実施していない立ち入り検査の検査結果書類を作るなど〇件の不正な事務処理を行っていたとして、平成28年〇月〇日付で〇ヵ月の〇〇処分になった件に関係する以下の文書。ただし、立ち入り検査結果通知書、査察手当記録表、査察執行記録簿、各種査察規定、署内規規定は除く。 ・人事部人事課が保有する本件に関する全ての文書 ・予防部予防課・査察課・Y消防署・X消防署が作成した本件同様事案の再発防止策に関する通知文 ・本件非違者に対し、〇〇処分中の過ごし方についての指示事項としてX消防署が作成した全ての文書（メモ、しおり、冊子、パンフレットを含む全て） ・予防文書管理ルールの策定及び総合予防情報システム等を活用した予防業務の進捗管理について（平成二十八年二月二十二日二七予予第一一三四号予防部長依命通達）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）のうち、「人事部人事課が保有する本件に関する全ての文書」（以下「本件開示請求1」という。）に対し、東京消防庁消防総監が平成29年4月25日付けで行った一部開示決定及び「本件非違者に対し、〇〇処分中の過ごし方についての

指示事項としてX消防署が作成した全ての文書（メモ、しおり、冊子、パンフレットを含む全て）」（以下「本件開示請求2」という。）に対し、東京消防庁消防総監が同年8月4日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

## （2）審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

### ア 諮問第1084号について

本件非違者の行った行為は職務遂行中の行為であるので、氏名等は公開されるべきである。

不適正な立入検査一覧表、責任を追及する根拠及び件数一覧を条例7条2号の「個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報が含まれており、仮に個人を特定できる部分を非開示にしたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため」との理由で非開示にしているが、上述のとおり本件非違者の行った行為は、純然たる私事行為ではなく、職務遂行中の行為であり、条例7条2号での非開示は極めて限定的に解釈されるべきである。同様に条例7条2号を用いて非開示にしてある箇所が沢山あるが、これは条例の解釈を恣意的に解釈したもので不当である。

文書の非開示理由で条例7条6号を多用し、「公にすることにより、人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため」としているが、あまりにも抽象的であり、蓋然性を詳しく説明すべきである。例えば、本件非違者記載の自認書や始末書の全部を非開示にしたり、不正支給一覧、不正支給に係る通知書押印者一覧等のほとんどの部分を非開示にしたりしているが、条例の非開示理由を恣意的に解釈したものであり、蓋然性を詳しく説明できないのならば、不当である。

非違者の責任を追及する根拠までも条例7条2号と条例7条6号で非開示にしているが、もはや意味不明であり、極めて恣意的な解釈である。

処分庁の行った黒塗り部分の非開示情報は、条例7条2号と条例7条6号に一

見該当するように思われるが、公にすることによる支障よりも公益性の方が上回るので、全部開示が妥当である。東京都情報公開審査会でのインカメラ審理において判断していただきたい。

イ 諮問第1096号について

条例2条2項では、「この条例において『公文書』とは、実施機関の職員（都が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と明確に定義している。審査請求人は、東京消防庁文書係担当者から『「本件非違者に対し、〇〇処分中の過ごし方についての指示事項としてX消防署が作成した全ての文書（メモ、しおり、冊子、パンフレットを含む全て）』は、決裁を受けていないので、開示対象公文書ではない」との説明を確実に電話で受けた。

処分庁は当初、「開示請求の対象文書が決裁を受けた公文書のみである」という誤った条例解釈を行っていた。このことは、東京消防庁文書係担当者の電話の内容からも明らかである。処分庁が行った弁明書に、東京消防庁文書係担当者が「組織共用文書と説明した」との記述があるが、歪曲である。

開示請求書において、開示対象公文書に「本件非違者に対し、〇〇処分中の過ごし方についての指示事項としてX消防署が作成した全ての文書（メモ、しおり、冊子、パンフレットを含む全て）」と明示してあったにもかかわらず、処分庁が平成29年4月25日付けで行った一部開示決定では一言も触れられず、無視された。これは条例の精神を没却する不当な行為である。審査請求人が提起した一部開示決定処分についての審査請求を契機として、処分庁は慌てて今回の非開示決定を行ったものであり、審査請求がなければ、闇に埋もれていた事案である。審査請求人が今回の開示請求を行ってから実に半年もの時間を浪費させ、都民の知る権利を著しく侵害するものである。今回の非開示決定は、時機を逸したもので明白に条例3条前段、11条2項、12条に反するものであり、当該規定を無視する違法、不当な不作為である。事務担当者及び決裁をした上司は猛省し、時機を逸した理

由を明確に説明すべきである。

自衛隊のPKO・日報問題でも明らかなように、組織の共有フォルダ等に保管されている文書も、「組織共用」の実態があり、開示対象公文書である。今回の非開示決定処分に至る過程において、処分庁は文書探索の努力を全くしておらず、いたずらに時間を空費させた。そればかりか、なぜ今回の非開示決定処分までこれほど時間がかかったのかの説明を拒み続け、都民の知る権利を侵害し、「組織共用文書と説明した」等という事実を歪曲した虚偽の公文書を作成した。処分庁は非開示決定を取り消し、対象文書の探索を真摯に行い、開示対象文書を早急に開示すべきである。

### 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

#### (1) 諮問第1084号について

本件開示請求1に係る対象公文書は、人事部人事課が保有する職員の服務違反に係る報告書及び同職員に対する懲戒処分に関して作成された文書（以下「本件対象公文書」という。）である。

本件対象公文書の記載内容のうち、非違行為者等の氏名、生年月日等の情報は、非違行為者等の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないものであるため、非開示とした。

また、本件対象公文書の記載内容のうち、事実調査において職員から聴取した事実関係に係る供述や意見を記載した部分及び当該供述や意見を基に作成された資料は、これを公にすることになると、供述者が真実を話すことで自己に何らかの不利益を受けるのではないかと心理的不安から、素直な供述を躊躇したり、真実を隠したりする可能性が高くなり、今後、職員から事実関係等についての正しい情報や資料を入手することが困難となるおそれがある。さらに、職員の人事情報、懲戒処分に関する考察等、職員の処分について判断する上で考慮の対象となる情報が記載された部分は、これを公にすることになると、関係者等から不当な要求が加えられ

たりすることを懸念し、事故報告書等に具体性に欠ける記述がされたりすることとなるおそれがある。これらの情報は、公にすることにより、服務監察等の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものであり、条例7条6号に該当するため、非開示とした。

(2) 諮問第1096号について

本件開示請求2に係る請求文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないことから、不存在を理由とする非開示決定を行ったものである。

すなわち、実施機関は、審査請求人から開示請求書が提出された後、本件開示請求2に係る請求文書について、起案文書一覧表を出力し、起案文書の検索をしたが、当該文書は存在せず、さらに、起案文書以外の文書については、非違行為者が在籍していた部署の関係職員に聞き取り調査等を実施したが、当該文書は確認できず、現に存在しなかったものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 6月30日	諮問（第1084号）
平成29年 9月22日	諮問（第1096号）
平成29年12月19日	新規概要説明（第158回第三部会）
平成30年 1月25日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 1月26日	実施機関から説明聴取（第159回第三部会）
平成30年 2月27日	審議（第160回第三部会）

平成30年 4月27日	審議（第161回第三部会）
平成30年 5月21日	審議（第162回第三部会）
平成30年 6月18日	審議（第163回第三部会）

## （2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 審議の併合について

諮問第1084号及び第1096号については、審査請求人が同一人であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

### イ 職員の服務違反に係る事務について

東京消防庁において職員の服務違反があった場合は、東京消防庁消防職員懲戒取扱規程（昭和27年1月7日消防庁訓令甲第2号）に基づき、職員が在籍する所属の長は、直ちに事実を調査し、その結果を人事部長に報告する。人事部長は、所属長からの報告に基づき、相当とする措置を決定し、所属長に通知する。さらに、所属長は、懲戒処分が相当とされた職員について消防総監に懲戒上申を行い、消防総監は、懲戒事案を職員審査委員会に附議する。職員審査委員会が相当とする処分を消防総監に答申した後、消防総監は、答申に基づき、職員への懲戒処分を決定し、発令する。

### ウ 懲戒処分の基準及び公表基準について

実施機関における職員の懲戒処分については、懲戒処分の基準（平成14年3月27日13人第1570号人事部長通知）（以下「処分基準」という。）において、代表的な非違行為の種別と各行為に対する標準的な処分量定が定められており、明示されていない行為種別についても、他の行為種別における取扱いを踏まえて懲

戒処分を検討を行うこととされている。

また、懲戒処分の公表基準（平成14年3月27日13人人第1570号人事部長通知）（以下「公表基準」という。）において、職員が職務に係る非違行為のうち、処分基準に該当する事案（ただし、戒告処分については除く。）等を行ったことにより、当該職員に懲戒処分を行った場合には、原則として（ア）発生年月日、（イ）事案概要、（ウ）処分内容、（エ）処分年月日、（オ）所属、（カ）階級、（キ）年齢を公表するものとされている。

#### エ 本件服務違反について

本件開示請求の対象となった公文書を作成する契機となった非違事案は、東京消防庁X消防署に在籍する特定職員（以下「非違行為者」という。）が、過去に同Y消防署に在籍していた時期に、立入検査に係る不適正な事務処理を行っていた事案（以下「本件服務違反」という。）である。

本件服務違反の行為については、処分基準上明示された行為種別に該当するものではないものの、他の行為種別における取扱いを踏まえて懲戒処分が検討され、職員審査委員会に附議された後、職員審査委員会が答申を行い、消防総監が非違行為者に対して懲戒処分の発令を行っている。また、当該懲戒処分については、公表基準に基づき、上記（ア）から（キ）までの内容が公表されている。

なお、本件服務違反に関係したとして、監察の対象となった別の職員（以下「関係者1」という。）が存在するが、同人は懲戒処分を受けてはいない。

#### オ 本件各諮問に係る開示請求について

諮問第1084号に係る開示請求は、本件開示請求1であり、諮問第1096号に係る開示請求は、本件開示請求2である。

なお、実施機関は、本件開示請求のうち、「予防部予防課・査察課・Y消防署・X消防署が作成した本件同様事案の再発防止策に関する通知文」及び「予防文書管理ルールの策定及び総合予防情報システム等を活用した予防業務の進捗管理について（平成二十八年二月二十二日二七予予第一一三四号予防部長依命通達）」については、それぞれ公文書を特定して平成29年4月25日付けで開示決定を行っている。

カ 本件開示請求1に係る対象公文書について

実施機関は、本件開示請求1に係る対象公文書として、「職員の服務違反について（報告）（平成28年〇月〇日27人服第〇〇号）」（以下「本件対象公文書1」という。）、「措置の決定について（平成28年〇月〇日27人服第〇〇号）」（以下「本件対象公文書2」という。）、「職員審査委員会の開催について（平成28年〇月〇日28人第〇〇号）」（以下「本件対象公文書3」という。）、「職員審査委員会について（平成28年〇月〇日平成28年議案第〇号）」（以下「本件対象公文書4」という。）及び「懲戒処分について（平成28年〇月〇日28人第〇〇号）」（以下「本件対象公文書5」という。）を特定し、平成29年4月25日付けで一部開示決定を行ったところ、これに対し、審査請求がなされた。

本件対象公文書1から5までの内容及び非開示部分は、それぞれ以下のとおりである。

(ア) 本件対象公文書1について

本件対象公文書1は、本件服務違反につき、非違行為者が本件服務違反発覚時に在籍していたX消防署及び同人が本件服務違反を行った時期に在籍していたY消防署において事実調査が行われ、その結果について人事部長宛てに提出された報告書であり、主に次のものから構成され、それぞれの非開示部分は以下のとおりである。

a 起案

非開示部分は、「件名」及び「処理内容」の一部である。

b Y消防署長及びX消防署長がそれぞれ人事部長宛てに作成した報告書

(a) Y消防署長報告

非開示部分は、報告書の表題の一部、「2業務に支障が生じた点」の内容、「3関係者1について」のうち関係者1の階級、氏名、生年月日、年齢、採用年月日（期生）、拝命年月日及び所属、階級任命年月日及び所属、勤続年数、現担当職務、現住所、家族構成、「違反、違背事項」の内容、「平素の勤怠」の内容及び「情状としての要素」の内容、「3非違行為者

について」のうち非違行為者の階級、氏名、所属、生年月日、年齢、採用年月日（期生）、拝命年月日及び所属、階級任命年月日及び所属、勤続年数、現担当職務、現住所、家族構成、「違反、違背事項」の内容、「平素の勤怠」の内容及び「情状としての要素」の内容、「4 所属長意見」の内容、「5 添付資料」のうち非違行為者、関係者1 及び関係者の氏名及び階級である。

(b) X 消防署長報告

非開示部分は、報告書の表題の一部、「1 事実関係」のうち違反・違背事項、「2 業務に支障が生じた点」の内容、「3 平素の勤怠」の内容、「4 情状としての要素」の内容、「5 所属長意見」の内容、「6 添付資料」のうち非違行為者の氏名、階級及び監督系列の職である。

c Y 消防署管理係長及び〇〇消防司令補がそれぞれY 消防署長宛てに作成した報告書

(a) Y 消防署管理係長報告

非開示部分は、報告者であるY 消防署管理係長の所属、職、階級及び氏名、報告書の表題の一部、「1 事故者」のうち非違行為者の部別、係名、氏名、生年月日、採用年月日（期生）、勤続年数、勤務経歴、現階級任命年月日、現住所及び家族構成、「4 調査内容」のうち（1）の内容、「（2）査察業務手当不正受給について」の内容及び「（3）事故に至った動機・背景」の内容、「5 事故にかかわる違反・違背条項」の内容、「6 懲戒処分等」の内容、「7 既往2 年間の表彰状況」の内容である。

(b) 〇〇消防司令補報告

非開示部分は、「1 概要」のうち関係者の階級及び氏名、非違行為者の氏名、「2 該当職員」のうち非違行為者の職、氏名、生年月日、採用・勤務経歴等、住所及び家族状況、「3 不適正事案の概要等」のうち「署の覚知状況」の内容及び「不適正事案の概要」の内容、「5 交替制職員執務状況等の検討結果及び不適正事案発生の要因」のうち「検討結果」の内容及び「不適正事案発生の要因」の内容、「6 問題点」の内容、「別添え」のうち非違行為者の氏名及び「立入検査実施状況」の表題の一部、「意見」の内容である。

- d 非違行為者がX消防署長宛てに作成した報告書（始末書、自認書及び監督者意見を含む。）

非開示部分は、非違行為者の所属、係、階級及び氏名、表題の一部、「1 事故者」のうち非違行為者の勤務署所、部別、係名、職、氏名、生年月日、採用年月日（期生）、勤続年数、勤務経歴、現階級任命年月日、現住所及び家族構成、「4 事故内容」の内容、「5 事故に至った動機・背景」の内容、「6 事故にかかわる違反・違背条項」の内容、「7 懲戒処分等」の内容、「8 既往2年間の表彰状況」の内容、添付書類の「始末書」及び「自認書」のうち各表題、内容、作成年月日、作成者の所属、階級、氏名及び印影、監督系列の幹部職員（以下「監督者」という。）の「意見」のうち表題、内容、作成年月日、作成者の所属、職、階級、氏名及び印影である。

- e 関係者1がY消防署長宛てに作成した報告書（始末書、自認書、反省文及び監督者意見を含む。）

非開示部分は、関係者1の階級及び氏名、表題の一部、「1 事故者」のうち関係者1の勤務署所、部別、係名、職、階級、氏名、生年月日、年齢、採用年月日（期生）、勤続年数、現住所、家族構成、勤務経歴及び現階級任命年月日、「4 事故内容」の内容、「5 事故に至った動機・背景」の内容、「6 事故にかかわる違反・違背条項」の内容、「7 懲戒処分等」の内容、「8 既往2年間の表彰状況」の内容、「9 私生活の状況等」の内容、添付書類の「始末書」、「自認書」及び「反省文」のうち各表題、内容、作成年月日、作成者の所属、階級、氏名及び印影、監督者の「意見」のうち表題、内容、作成年月日、作成者の所属、職、階級、氏名及び印影である。

- f 非違行為者の同僚など事実調査の対象となった職員（以下「関係職員」という。）、非違行為者及び関係者1からの聴取書（立入検査一覧を含む。）

非開示部分は、関係職員の所属、職、階級、氏名、生年月日、年齢、印影及び聴取内容、非違行為者の所属、階級、氏名、生年月日、印影及び聴取内容、関係者1の所属、階級、氏名、生年月日、年齢、印影及び聴取内容、「立入検査一覧」のうち表題の一部及び内容である。

- g 本件対象公文書1における各報告書の実関係資料（添付資料・書類及び別添え（報告書、始末書、自認書、反省文、監督者意見及び聴取書を除く。））

非開示部分は、「勤怠の調査結果」のうち表題の一部及び内容、「予防業務に係る不適正事案の報告書」のうち関係者の階級及び氏名、非違行為者の氏名、「不正支給一覧」のうち「¥12,300」の記載を除くすべて、「不正支給一覧（個人別）」のうち「12,300円」の記載を除くすべて、「不正支給に係る通知書押印者一覧（個人別）」のうち「20件」の記載を除くすべて、「組織編成表」の一部、「分類一覧表」のうち表題の一部及び内容、「査察業務における関係職員の認識、動機、評価等について」の内容、「立入検査実施状況」のうち表題の一部及び内容、「不適正な立入検査一覧表」の内容、「勤務状況（月別）」のうち表題の一部及び内容、「勤務状況（まとめ）」のうち表題の一部及び内容の一部、「時系列」のうち内容の一部である。

(イ) 本件対象公文書2について

本件対象公文書2は、人事部長が非違行為者及び関係者1に対する措置を決定した文書であり、次のものから構成され、それぞれの非開示部分は以下のとおりである。

a 起案

非開示部分は、「処理内容」の一部、「別紙」のうち非違行為者の氏名、服務違反の内容、関係者1の所属、氏名、階級及び措置内容である。

b 服務監察課職員が服務監察課長宛てに作成した監察報告書及び処分検討資料

(a) 監察報告書

非開示部分は、「件名」の一部、「被監察者 階級・氏名」のうち非違行為者の氏名、関係者1の所属、階級、氏名及び年齢、「1概要」のうち非違行為者の氏名、内容の一部、「2事実（1）事故者」のうち非違行為者の部別、職、氏名、生年月日、採用年月日（期生）、勤続年数、勤務経歴、現階級任命年月日、現住所及び家族構成、関係者1の所属、部別、職、階級、氏名、生年月日、年齢、採用年月日（期生）、勤続年数、勤務経歴、現階級任命年月日、現住所及び家族構成、「2事実（2）事故に関する事実」のうち「事故発生に至るまでの状況」の内容、「事故発覚に至った状

況」の一部、「事故の調査結果」の内容、「事故の状況」の内容及び「事故に至った動機・背景」の内容、「2 事実（3）自認書」のうち「自認書」の内容及び非違行為者の氏名、「3 責任を追及する根拠等」の内容、「4 情状」の内容、「5 平素の勤怠」の内容、「6 懲戒処分等」の内容、「7 既往2年間の表彰状況」の内容、「8 意見」の内容である。

(b) 処分検討資料

非開示部分は、「責任を追及する根拠及び件数一覧」の内容、「法務室との打ち合わせ結果」のうち「法務室見解」の内容、「別紙」のうち非違行為者の氏名及び階級、「監察聴取」の内容、関係者1及び関係職員の氏名、階級及び「所属聴取」の内容、「服務監察課見解（案）」の内容である。

c 非違行為者、関係者1及び関係職員からの聴取書（自認書を含む。）

非開示部分は、非違行為者の所属、階級、氏名、生年月日、印影及び聴取内容、関係者1の所属、階級、氏名、生年月日、年齢、印影及び聴取内容、関係職員の所属、階級、氏名、生年月日、年齢、印影及び聴取内容、「自認書」のうち内容、作成年月日及び作成者の氏名である。

d 査察課長が服務監察課長宛に作成した報告書及び事実関係資料

(a) 査察課長が服務監察課長宛に作成した報告書

非開示部分は、「1 事案概要」の一部、「2 事案覚知の端緒」の一部、「3 確認した事実」の一部、「4 職員」のうち非違行為者の氏名、係名、生年月日、採用年月日（期生）、勤続年数及び勤務経歴、「5 関係職員」のうち一部の職員の役職、氏名及び在職期間、「6 調査結果」の一部、「7 評価等」の内容、「9 結論」の内容、「11その他」のうち非違行為者の氏名である。

(b) 事実関係資料

非開示部分は、「分類一覧表」のうち表題の一部及び内容、「査察業務における関係職員の認識、動機、評価等について」の内容、「不正支給一覧」のうち「¥12,300」の記載を除くすべて、「不正支給一覧（個人別）」のうち「12,300円」の記載を除くすべて、「不正支給に係る通知書押印者一覧（個人別）」のうち「20件」の記載を除くすべて、「立入検査実施状

況」のうち表題の一部及び内容である。

(ウ) 本件対象公文書3について

本件対象公文書3は、消防総監から諮問を受け、職員審査委員長が職員審査委員会の開催を各委員宛てに通知した文書案であり、次のものから構成され、それぞれの非開示部分は以下のとおりである。

a 起案

非開示部分はない。

b 職員審査委員長から各委員宛ての職員審査委員会の開催通知案

非開示部分はない。

c 消防総監から職員審査委員長宛ての諮問書

非開示部分は、非違行為者の氏名である。

d X消防署長から消防総監宛ての懲戒上申（方面本部長意見を含む。）

非開示部分は、非違行為者の職、氏名、生年月日、給料、採用・任命年月日、「1非違の年月日場所及び発見の事由」のうち関係者の職、階級及び氏名、非違行為者の氏名及び階級、「2非違の内容（2）抵触する法令等」の内容、「3素行及び家族の状況」の内容、「4任命以来の懲戒年月日及び内容」の内容、「5既往二年間における知事賞、総監賞及び所属長の褒賞年月日並びに内容」の内容、「6平素の勤怠及び素養並びに信用の有無」の内容、「7所属長の意見」の内容、「方面本部長意見」の内容である。

(エ) 本件対象公文書4について

本件対象公文書4は、職員審査委員会が開催され、その審理内容に基づき、職員審査委員長が消防総監宛てに答申した文書案であり、次のものから構成され、それぞれの非開示部分は以下のとおりである。

a 起案

非開示部分は、別紙の非違行為者の氏名及び非違行為である。

b 職員審査委員長から消防総監宛ての懲戒に関する審査答申

非開示部分は、「1 非違行為者」のうち非違行為者の氏名、現職務、事故発生時の職務、生年月日、採用年月日、期生、給料等、勤務経歴、勤続年数、住所、家族状況、過去3年間の勤務評定及び懲戒処分歴、「2 平素の勤怠及び私生活の状況」の内容、「3 非違の概要」の一部、「4 非違行為の詳細」のうち「事案発生までの経緯」の内容、「事故発覚に至った状況」の一部、「不適正な事務処理について」の一部、「不適正な事務処理を行った理由等」の内容、「5 関係者等の動向」の一部、「6 本名の供述及び自認」の自認書の内容、「7 意見」の内容である。

- c 非違行為者、関係者1及び関係職員からの聴取書（自認書及び始末書を含む。）

非開示部分は、非違行為者の所属、階級、氏名、生年月日、印影及び聴取内容、関係者1の所属、階級、氏名、生年月日、年齢、印影及び聴取内容、関係職員の所属、階級、氏名、生年月日、年齢、印影及び聴取内容、「自認書」及び「始末書」のうち各表題、内容、作成年月日、作成者の所属、階級、氏名及び印影である。

- d 非違行為者がX消防署長宛てに作成した報告書（不適正な立入検査一覧表、責任を追及する根拠及び件数一覧を含む。）

非開示部分は、非違行為者の所属、係、階級及び氏名、表題の一部、「1 事故者」のうち非違行為者の勤務署所、部別、係名、職、氏名、生年月日、採用年月日（期生）、勤続年数、勤務経歴、現階級任命年月日、現住所及び家族構成、「4 事故内容」の内容、「5 事故に至った動機・背景」の内容、「6 事故にかかわる違反・違背条項」の内容、「7 懲戒処分等」の内容、「8 既往2年間の表彰状況」の内容、「不適正な立入検査一覧表」の内容、「責任を追及する根拠及び件数一覧」の内容である。

- e 査察課長が服務監察課長宛に作成した報告書（分類一覧表、立入検査実施状況を含む。）

非開示部分は、「1 事案概要」の一部、「2 事案覚知の端緒」の一部、「3 確認した事実」の一部、「4 職員」のうち非違行為者の氏名、係名、生年月日、採用年月日（期生）、勤続年数及び勤務経歴、「5 関係職員」のうち一部の職員の役職、氏名及び在職期間、「6 調査結果」の一部、「7 評価等」

の内容、「9 結論」の内容、「11その他」のうち非違行為者の氏名、「分類一覧表」のうち表題の一部及び内容、「立入検査実施状況」のうち表題の一部及び内容である。

f Y消防署長報告

非開示部分は、報告書の表題の一部、「2業務に支障が生じた点」の内容、「3関係者1について」のうち関係者1の階級、氏名、生年月日、年齢、採用年月日（期生）、拝命及び階級任命の年月日及び所属、勤続年数、現担当職務、現住所、家族構成、「違反、違背事項」の内容、「平素の勤怠」の内容及び「情状としての要素」の内容、「3非違行為者について」のうち非違行為者の氏名、生年月日、採用年月日（期生）、拝命及び階級任命の年月日及び所属、勤続年数、現担当職務、現住所、家族構成、「違反、違背事項」の内容、「平素の勤怠」の内容及び「情状としての要素」の内容、「4所属長意見」の内容、「5添付資料」のうち非違行為者、関係者1及び関係者の階級及び氏名である。

g X消防署長報告

非開示部分は、報告書の表題の一部、「1事実関係」のうち「違反・違背事項」の内容、「2業務に支障が生じた点」の内容、「3平素の勤怠」のうち非違行為者の階級及び年齢を除くすべて、「4情状としての要素」の内容、「5所属長意見」の内容、「6添付資料」のうち非違行為者の氏名、階級及び監督者の職である。

h 職員審査委員会の処分検討資料及び議事録

非開示部分は、「処分の検討」の内容、「職員審査委員会議事録」のうち非違行為者の氏名、「別紙審議経過」のうち発言内容である。

(オ) 本件対象公文書5について

本件対象公文書5は、職員審査委員長からの答申を受け、消防総監において懲戒処分を決定した文書案であり、次のものから構成され、それぞれの非開示部分は以下のとおりである。

a 起案

非開示部分は、「あて先」の非違行為者の氏名、「別紙」の非違行為者の氏名及び「非違の概要」の一部である。

b 辞令及び処分説明書

非開示部分は、「辞令」の非違行為者の氏名、「処分説明書」のうち整理番号、非違行為者の氏名、生年月日及び「処分の理由」の内容である。

c 人事課長から関係所属長宛ての懲戒処分の決定通知及び人事課審査係から人事係事務担当者宛ての事務連絡

非開示部分は、非違行為者の氏名及び処分説明書整理番号である。

d 職員審査委員会の審査結果

非開示部分は、「1 非違行為者」のうち非違行為者の氏名、現職務、事故発生時の職務、生年月日、採用年月日・期生、給料等、勤務経歴、勤続年数、住所、家族状況、過去3年間の勤務評定及び懲戒処分歴、「2 平素の勤怠及び私生活の状況」の内容、「3 非違の概要」の一部、「4 非違行為の詳細」のうち「事案発生までの経緯」の内容、「事故発覚に至った状況」の一部、「不適正な事務処理について」の一部、「不適正な事務処理を行った理由等」の内容、「5 関係者等の動向」の一部、「6 本名の供述及び自認」の自認書の内容、「7 意見」の内容である。

e 前記(エ)対象公文書4のc、d、e、f及びgと同様の文書

それぞれの非開示部分は、前記(エ)c、d、e、f及びgの記載と同様である。

f 職員審査委員会の処分検討資料

非開示部分は、「処分の検討」の内容である。

実施機関は、本件対象公文書1から5までのうち、一部の記載は条例7条2号、6号又は2号及び6号に規定する非開示情報に該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

なお、実施機関は、平成30年1月25日付けで審査会に提出した理由説明書において、当該非開示部分につき非開示理由の追加及び変更を行っている。

キ 本件非開示情報について

本件対象公文書 1 から 5 までのうち、実施機関が非開示とした部分について、非開示とされた情報の性質ごとに非開示情報を分類すると、以下のとおりとなる。

(ア) 本件非開示情報 1 (本件対象公文書 1 から 5 までに記載)

本件非開示情報 1 は、非違行為者の所属、部別、係名、階級、職、氏名、生年月日、年齢、採用年月日(期生)、勤続年数、職務経歴、懲戒処分歴、表彰状況、給料、現住所、家族構成、印影、私生活の状況、平素の勤怠状況、本件服務違反に至った動機・背景事情、違反・違背条項、処分説明書整理番号、処分の理由等の非違行為者に関する情報である。

実施機関は、本件非開示情報 1 は、条例 7 条 2 号に該当し、このうち、非違行為者の所属、階級、氏名、生年月日、採用年月日(期生)、勤続年数、職務経歴、懲戒処分歴、表彰状況、家族構成、印影、平素の勤怠状況、本件服務違反に至った動機・背景事情、違反・違背条項、処分説明書整理番号及び処分の理由については、同条 6 号にも該当するとして非開示とした。

(イ) 本件非開示情報 2 (本件対象公文書 1、2、4 及び 5 に記載)

本件非開示情報 2 は、関係者 1 の所属、部別、係名、階級、職、氏名、生年月日、年齢、採用年月日(期生)、勤続年数、職務経歴、懲戒処分歴、表彰状況、現住所、家族構成、印影、私生活の状況、平素の勤怠状況、本件服務違反に関係するに至った動機・背景事情、違反・違背条項、措置内容等の関係者 1 に関する情報である。

実施機関は、本件非開示情報 2 のうち、関係者 1 が作成した報告書の報告者の階級及び氏名、関係者 1 の私生活の状況、監察報告書に記載されている関係者 1 の所属、氏名等、本件対象公文書 1、4 及び 5 における Y 消防署長報告のうち、関係者 1 の階級、氏名等については、条例 7 条 2 号に該当し、その他の部分については、同条 2 号及び 6 号に該当するとして非開示とした。

(ウ) 本件非開示情報 3 (本件対象公文書 1 に記載)

本件非開示情報 3 は、本件服務違反に関する報告書並びに非違行為者及び関係者 1 への懲戒処分又は措置(以下「処分等」という。)に対する意見を作成

した、非違行為者及び関係者1の監督者の所属、職、階級、氏名、印影である。

実施機関は、本件非開示情報3のうち、Y消防署管理係長の所属、職、階級、氏名は条例7条2号に該当し、その他の部分については、同条2号及び6号に該当するとして非開示とした。

(エ) 本件非開示情報4（本件対象公文書1、2、4及び5に記載）

本件非開示情報4は、関係職員の所属、職、階級、氏名、生年月日、年齢、印影である。

実施機関は、本件非開示情報4は条例7条2号及び6号に該当するとして非開示とした。

(オ) 本件非開示情報5（本件対象公文書1、2、4及び5に記載）

本件非開示情報5は、非違行為者、関係者1及び関係職員（以下併せて「非違行為者等」という。）が作成した始末書、自認書、反省文の表題、内容、作成年月日である。

実施機関は、本件非開示情報5は条例7条2号及び6号に該当するとして非開示とした。

(カ) 本件非開示情報6（本件対象公文書1、2、4及び5に記載）

本件非開示情報6は、事実調査において非違行為者等から事情聴取した内容である。

実施機関は、本件非開示情報6は条例7条2号及び6号に該当するとして非開示とした。

(キ) 本件非開示情報7（本件対象公文書1から5までに記載）

本件非開示情報7は、監督者及び方面本部長が作成した処分等に対する意見の表題、内容、作成年月日（方面本部長については、意見の内容に限る。）並びに職員審査委員会における出席者の発言内容である。

実施機関は、本件非開示情報7のうち、〇〇司令補報告に添付された監督者の意見の内容、X消防署長から消防総監宛ての懲戒上申の監督者の意見の内容、

方面本部長の意見の内容及び職員審査委員会における出席者の発言内容については、条例7条6号に該当し、その他の部分については、同条2号及び6号に該当するとして非開示とした。

(ク) 本件非開示情報8 (本件対象公文書1、2、4及び5に記載)

本件非開示情報8は、勤務状況一覧、立入検査実施状況一覧、手当不正支給状況一覧、時系列等の事実関係資料である。

実施機関は、本件非開示情報8は条例7条2号及び6号に該当するとして非開示とした。

(ケ) 本件非開示情報9 (本件対象公文書1、2、4及び5に記載)

本件非開示情報9は、本件サービス違反の概要や発生に至るまでの経緯等、本件サービス違反の内容に関する情報である。

実施機関は、本件非開示情報9は条例7条2号及び6号に該当するとして非開示とした。

(コ) 本件非開示情報10 (本件対象公文書1から5までに記載)

本件非開示情報10は、本件サービス違反の発生要因・問題点、事故発覚に至った状況、業務に支障が生じた点、情状としての要素、法務担当部署の見解、職員審査委員会における審議状況等、処分等を行うに当たって検討された内容の情報である。

実施機関は、本件非開示情報10のうち、本件サービス違反の発生要因・問題点、業務に支障が生じた点については、条例7条6号に該当し、その他の部分については、同条2号及び6号に該当するとして非開示とした。

ク 本件開示請求2に係る請求文書について

実施機関は、本件開示請求2に係る請求文書について、実施機関担当者と審査請求人との間で行われた開示請求事項に関する調整において、同担当者が当該請求文書については開示請求事項から除かれたものであると解釈し、当該請求文書に係る決定通知は行わなかったが、本件開示請求1がなされたことにより、審査

請求人が当該請求文書について開示を求める意思があることを認識したため、平成29年8月4日付けで不存在を理由とする非開示決定を行ったと説明している。その後、当該非開示決定に対しても審査請求がなされた。

#### ケ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

条例8条1項は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。」と規定している。

また、条例8条2項は、「開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められ

るときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

コ 本件非開示情報 1 から10までの非開示妥当性について

審査請求人は、審査請求書及び意見書において、非開示部分の全部開示を求めていることから、審査会は、本件非開示情報 1 から10までの非開示妥当性について判断する。

(ア) 本件非開示情報 1 について

本件非開示情報 1 は、非違行為者に関する情報であり、本件非開示情報 1 のうち、処分説明書整理番号を除いたすべての情報は、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例 7 条 2 号本文に該当する。

処分説明書整理番号については、非違行為者に交付される処分説明書の整理番号であり、当該番号を公にしても、非違行為者が特定されるものではなく、非違行為者の権利利益を害するおそれがあるものとも認められず、同条 2 号に該当しない。

次に、同条 2 号ただし書該当性について検討すると、公表基準において、職務に係る非違行為のうち、懲戒処分の基準に該当する事案（戒告処分を除く。）について、懲戒処分を受けた職員の所属、階級、年齢は公表の対象とされており、本件服務違反においても、実施機関により非違行為者の所属、階級、年齢は公表されているため、これらの情報は、慣行として公にされている情報であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

その他の情報については、同号ただし書イ及びロには該当せず、また、非違行為者が公務員であり、本件非開示情報 1 の中に非違行為者の職務に関係する部分が含まれているとしても、懲戒処分等を受けることは非違行為者に分任された職務遂行の内容に係る情報とは言えないことから、同号ただし書ハにも該当しない。

また、実施機関は、本件非開示情報 1 のうち、非違行為者の所属、階級、氏名、生年月日、採用年月日（期生）、勤続年数、職務経歴、懲戒処分歴、表彰状況、家族構成、印影、平素の勤怠状況、本件服務違反に至った動機・背景事

情、違反・違背条項、処分説明書整理番号及び処分の理由について、条例7条6号にも該当するとしているところ、これらのうち、非違行為者の所属及び階級については、前述のとおり、既に公表されているため、人事管理に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、処分説明書整理番号についても、非違行為者に交付される処分説明書の整理番号であり、当該番号を公にしても、人事管理に関する事務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、同条6号に該当しない。

したがって、本件非開示情報1のうち、非違行為者の年齢は、条例7条2号に該当せず、非違行為者の所属及び階級、処分説明書整理番号は、条例7条2号及び6号に該当しないことから、開示すべきである。

なお、実施機関は、本件非開示情報1のうち、手書きにより記載された部分について、その筆跡から特定の個人を識別することができるため非開示とした旨主張しているが、通常、個人の筆跡については、一般人にとって、それにより特定の個人を識別することはできないと認められることから、当該主張は採用できず、他の非開示情報においても同様に解される。

その他の情報については、条例7条2号に該当し、同条6号該当性、条例8条1項及び2項に基づく一部開示の可否について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

#### (イ) 本件非開示情報2について

本件非開示情報2は、関係者1に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例7条2号本文に該当する。

同号ただし書該当性について検討すると、関係者1は本件服務違反における監察の対象とはなっているものの、懲戒処分を受けていないため、同人に関する情報は公表の対象とはならず、また、実施機関により公表された事実も認められないことから、当該情報は法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イには該当しない。

また、関係者1が公務員であり、本件非開示情報2の中に関係者1の職務に関係する部分が含まれているとしても、監察の対象となることは関係者1に分

任された職務遂行の内容に係る情報とは言えないことから、同号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も存しない。

さらに、条例8条2項に基づく一部開示の可否について検討すると、関係者1が本件服務違反に関係し、事実調査の対象となったという事実は、その者の名誉や資質に関わる機微な情報であり、通常他人に知られたくないものであるため、仮に個人を特定できる部分を非開示にしたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、一部開示できない。

したがって、本件非開示情報2は、条例7条2号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

#### (ウ) 本件非開示情報3について

本件非開示情報3は、監督者に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討すると、実施機関が非開示とした監督者の所属、職、階級の情報は、事故報告書や処分等に対する意見の作成者を示すために記載されたものであり、当該監督者が本件服務違反に関する事実調査の結果を報告したり、監督者として処分等についての意見を述べたりするなど、その職務を遂行する場合における職に係る情報であると認められることから、同号ただし書ハに該当する。

また、監督者の氏名及び印影については、慣行として公にされている情報であると認められ、同号ただし書イに該当する。

さらに、実施機関は、監督者の所属、職、階級、氏名及び印影について、条例7条6号にも該当するとしているところ、これらの情報を公にすることにより、人事管理に関する事務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

ただし、関係者1の監督者の所属、職、階級、氏名及び印影については、当該情報を公にすることにより、関係者1の所属を明らかにすることにつながるため、当該情報は、関係者1に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例7条2号本文に該当し、前記コ（イ）において判断したとおり、条例8条2項に基づく一部開示はできないものと認められる。

したがって、本件非開示情報 3 のうち、非違行為者の監督者の所属、職、階級、氏名及び印影は、条例 7 条 2 号及び 6 号には該当せず、開示すべきであるが、関係者 1 の監督者の所属、職、階級、氏名及び印影は、条例 7 条 2 号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報 4 について

本件非開示情報 4 は、関係職員に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例 7 条 2 号本文に該当する。

同号ただし書該当性について検討すると、特定の職員が事実調査における事情聴取等の対象とされたという情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、同号ただし書イには該当しない。

また、関係職員が公務員であり、本件非開示情報 4 の中に関係職員の職務に関係する部分が含まれているとしても、事実調査の対象となることは当該関係職員に分任された職務遂行の内容に係る情報とは言えないことから、同号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も存しない。

次に、条例 8 条 2 項に基づく一部開示の可否について検討すると、職員の服務違反があった場合には、当該服務違反及び職員と関係を有する職員を対象として事情聴取等が行われるのが通常であるところ、本件服務違反の事実調査においては、非違行為者が本件服務違反の発覚時に所属していた X 消防署及び本件服務違反を行った時期に所属していた Y 消防署の関係職員からの事情聴取は当然行われるものであり、実施機関により両所属名は公表されていることから、非開示とした関係職員の所属のうち、X 消防署又は Y 消防署のものについては、これを公にしても、当該関係職員の権利利益が害されるおそれはないと認められる。

さらに、実施機関は、本件非開示情報 4 について、条例 7 条 6 号にも該当するとしているところ、当該所属については、公にすることにより、人事管理に関する事務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、本件非開示情報 4 のうち、関係職員の所属で、X 消防署又は Y 消防署のものは、条例 8 条 2 項に基づき、開示すべきである。

その他の情報については、条例7条2号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報5について

本件非開示情報5は、作成者の氏名等と合わせて全体が作成者に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書イからハまでに該当しない。

次に、条例8条2項に基づく一部開示の可否について検討すると、始末書、自認書及び反省文（以下併せて「始末書等」という。）の作成年月日は、当該情報から作成者が特定されるものではなく、これを公にしても、作成者の権利利益が害されるおそれはないと認められる。また、非違行為者等が作成した始末書及び自認書の表題については、一般的な名称が記載されているに過ぎず、反省文の表題については、当該情報から反省文の内容や作成者が特定されるものではなく、これを公にしても、作成者の権利利益が害されるおそれはないと認められる。

さらに、実施機関は、本件非開示情報5について、同条6号にも該当するとしているところ、本件非開示情報5のうち、始末書等の作成年月日及び表題については、これらを公にしても、人事管理に関する事務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、本件非開示情報5のうち、始末書等の作成年月日及び表題は、条例8条2項に基づき、開示すべきである。

その他の情報については、条例7条2号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(カ) 本件非開示情報6について

本件非開示情報6は、被聴取者の氏名等と合わせて全体が被聴取者に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書イからハまでに該当しない。

また、本件非開示情報6は、非違行為者等からの事情聴取において、被聴取者が任意に供述した内容をありのままに記録したものであることから、これを

公にすることになると、今後、同種の事実調査を行う場合に、被聴取者が自身の供述が公にされることを懸念して、率直な供述を躊躇し、又は虚偽の供述をするなど、適切な情報収集を行うことが困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例7条6号にも該当し、条例8条1項及び2項に基づく一部開示について検討するまでもない。

したがって、本件非開示情報6は、条例7条2号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

(キ) 本件非開示情報7について

本件非開示情報7のうち、監督者及び方面本部長が作成した処分等に対する意見の内容並びに職員審査委員会における出席者の発言内容は、監督者、方面本部長及び職員審査委員会の出席者（以下併せて「監督者等」という。）が処分等に対する意見を率直に記載し、又は発言したものであることから、これを公にすることになると、監督者等が自己の意見が公にされ、関係者等からの不当な要求を招くことを懸念して、率直な記載又は発言を躊躇するなど、処分等を検討する過程での意思決定の公平性、中立性が損なわれるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例7条6号に該当する。

一方、本件非開示情報7のうち、監督者が作成した処分等に対する意見の表題及び作成年月日は、これらを公にしても、人事管理に関する事務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、実施機関は、これらの情報について、条例7条2号に該当するとしているところ、当該情報は、作成者の氏名等と合わせて全体が監督者に関する情報で、特定の個人を識別できる情報であるため、同条2号本文に該当するが、前記（ウ）において判断したとおり、監督者として処分等について意見を述べることは、その職務を遂行する場合における当該職務遂行の内容に係る情報であると認められることから、同号ただし書ハに該当する。

したがって、本件非開示情報7のうち、監督者が作成した処分等に対する意見の表題及び作成年月日は、条例7条2号及び6号には該当せず、開示すべきである。

その他の情報については、条例7条6号に該当し、同条2号該当性、条例8条1項及び2項に基づく一部開示の可否について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ク) 本件非開示情報8について

本件非開示情報8は、非違行為者等の氏名等と合わせて全体が非違行為者等に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書イからハまでに該当しない。

また、本件非開示情報8は、非違行為者等の協力に基づく調査により判明した事項であるところ、これが公にされることになると、今後、同種の事実調査を行う場合に、その協力が得られなくなるなど、適切な情報収集を行うことが困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例7条6号にも該当し、条例8条1項及び2項に基づく一部開示の可否について判断するまでもない。

したがって、本件非開示情報8は、条例7条2号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

(ケ) 本件非開示情報9について

本件非開示情報9は、非違行為者等の氏名等と合わせて全体が非違行為者等に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書イからハまでに該当しない。

また、本件非開示情報9は、非違行為者等の協力に基づく調査により判明した事項であるところ、これが公にされることになると、今後、同種の事実調査を行う場合に、その協力が得られなくなるなど、適切な情報収集を行うことが困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例7条6号にも該当し、条例8条1項及び2項に基づく一部開示の可否について判断するまでもない。

したがって、本件非開示情報9は、条例7条2号及び6号に該当し、非開示

が妥当である。

(コ) 本件非開示情報10について

本件非開示情報10は、処分等を行うに当たり、その可否や量定の程度を決定するために検討された内容に関する情報であり、適正な処分等を行う上で極めて重要な事項であると認められるところ、これが公にされることになると、関係者等からの不当な要求を招いたりすることを懸念して、事故報告書等に具体性に欠ける記述がされることとなるなど、処分等を検討する過程での意思決定の公平性、中立性が損なわれるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例7条6号に該当し、同条2号該当性、条例8条1項及び2項に基づく一部開示の可否について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

以上のことから、本件対象公文書1から5までにおいて非開示とした部分のうち、別表に掲げる部分は、開示すべきであるが、その他の部分については、非開示が妥当である。

サ 本件開示請求2に係る請求文書の不存在の妥当性について

審査請求人は、審査請求書において、本件開示請求2に係る請求文書を真摯に探索し、その全部を開示するよう求めていることから、審査会は、当該請求文書の不存在の妥当性について判断する。

実施機関の説明によると、職員に〇〇の懲戒処分を発令する場合には、所属長が当該職員に辞令及び処分説明書を交付する際に、〇〇処分中の過ごし方について指示を行うことがあるが、当該指示は口頭により行われることが通例であり、文書により行うものとはされておらず、また、その他の担当上司等が指示を行う場合も同様であるとのことである。そして、本件服務違反においては、所属長やその他の担当上司等が口頭により指示を行ったものと思われるところ、非違行為者が在籍する部署の担当上司等に聞き取り調査を実施したが、指示事項を文書として作成し、又は指示事項をメモした事実は確認できず、また、念のため、執務室内の机、キャビネットの探索及びパソコンのファイル等の検索も行ったが、文

書は確認できなかったとのことである。

さらに、実施機関は、X消防署における起案文書一覧表を出力し、本件開示請求2に係る請求文書に該当する文書の有無も確認した旨説明しているため、審査会において、同起案文書一覧表を確認したところ、非違行為者が懲戒処分を受けた日前後において、非違行為者宛てに作成された起案文書は確認できなかった。

以上のことから、実施機関が本件開示請求2に係る請求文書を作成及び取得していないという説明に不自然・不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が当該請求文書について不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、實金 敏明、山田 洋

別表 開示すべき部分

本 件 対 象 公 文 書	開示すべき部分
1	<p>「職員の服務違反について（平成28年〇月〇日27Y総第〇〇号Y消防署長報告）」（以下「Y消防署長報告」という。）のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「3 非違行為者について」の非違行為者の階級及び所属、「(1) 職務経歴等ア生年月日」の年齢、「キ現担当職務」の所属</li> <li>・「5 添付資料（2）」の非違行為者の階級</li> </ul>
	<p>「職員の服務違反について（平成28年〇月〇日27X総第〇〇号X消防署長報告）」（以下「X消防署長報告」という。）のうち「6 添付資料（5）」の非違行為者の階級</p>
	<p>「職員の服務違反について（平成28年〇月〇日非違行為者報告）」（以下「非違行為者報告」という。）のうち非違行為者の所属及び階級</p>
	<p>「非違行為者報告」の「9 添付書類」のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「始末書」及び「自認書」の表題、作成年月日、非違行為者の所属及び階級</li> <li>・「監督者意見」のうち表題、作成年月日、監督者の所属、職、階級、氏名及び印影</li> </ul>
	<p>「X消防署長報告」の「6 添付書類」のうち「(7) 監督系列聴取書」の関係職員の所属</p>
	<p>「職員の服務違反について（平成28年〇月〇日Y消防署管理係長報告）」（以下「Y消防署管理係長報告」という。）のうちY消防署管理係長の所属、職、階級及び氏名</p>
	<p>「立入検査結果処理不適正事案について（平成28年〇月〇日〇〇消防司令補報告）」（以下「〇〇消防司令補報告」という。）のうち「別添え7 立入検査実施状況ア」の非違行為者の階級</p>
	<p>「〇〇消防司令補報告」の「添付資料5」及び「添付資料19」のうち非違行為者の階級</p>

1	<p>「Y消防署管理係長報告」の「8添付書類」のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「聴取書」の非違行為者の所属及び階級</li> <li>・「聴取書」のうち「X消防署」及び「Y消防署」の関係職員の所属</li> </ul>
	<p>「服務違反について（平成28年〇月〇日関係者1報告）」の「10添付書類」のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「始末書」、「自認書」及び「反省文」の表題、作成年月日</li> <li>・「監督者意見」の表題、作成年月日</li> </ul>
2	<p>法務室との打合せ結果「別紙Y消防署公文書毀棄事案に係る聴取内容（抜粋）」のうち「1」の非違行為者の階級</p>
	<p>監察報告書の「9添付資料」のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「聴取書」の非違行為者の所属、階級</li> <li>・「聴取書」のうち「X消防署」及び「Y消防署」の関係職員の所属</li> <li>・「自認書」の作成年月日</li> </ul>
4	<p>懲戒に関する審査答申の添付書類のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「聴取書」の非違行為者の所属及び階級</li> <li>・「聴取書」のうち「X消防署」及び「Y消防署」の関係職員の所属</li> <li>・「自認書」及び「始末書」の表題、作成年月日、非違行為者の所属及び階級</li> <li>・「非違行為者報告」のうち非違行為者の所属及び階級</li> <li>・「Y消防署長報告」のうち「5添付資料（2）」の非違行為者の階級</li> <li>・「X消防署長報告」のうち「6添付資料（5）」の非違行為者の階級</li> </ul>
5	<p>処分説明書のうち整理番号</p>
	<p>「懲戒処分の決定について（通知）」及び「人事課審査係から人事係事務担当者宛ての事務連絡」の「3処分説明書整理番号」</p>

5	<p>審査結果の添付書類のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「聴取書」の非違行為者の所属及び階級</li> <li>・「聴取書」のうち「X消防署」及び「Y消防署」の関係職員の所属</li> <li>・「自認書」及び「始末書」の表題、作成年月日、非違行為者の所属及び階級</li> <li>・「非違行為者報告」の非違行為者の所属及び階級</li> <li>・「Y消防署長報告」のうち「5添付資料（2）」の非違行為者の階級</li> <li>・「X消防署長報告」のうち「6添付資料（5）」の非違行為者の階級</li> </ul>
---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------